

Q & A (よくある質問とその答え)

Q 1 持ち家に住んでいたら生活保護は受けられないでしょうか？

A. 現在お住まいの住宅の場合は、所有しながら生活保護を受けることが出来ません。ただし、家屋や土地の不動産評価額が一定の水準を超している場合や、ローンが残っている場合は所有を認められないことがあります。また、65歳以上の方で不動産評価額が一定の水準を超える場合は、『要保護世帯向け不動産担保型生活資金』貸付制度を利用していただくことになります。

Q 2 収入（仕事や年金など）があったら生活保護は受けられないでしょうか？

A. 収入の額によります。国で定める世帯ごとの最低生活費よりも収入が下回っていれば、その足りない分が生活保護から支給されます。

Q 3 医療費（介護費）だけ援助してもらえますか？

A. 生活保護を受けている方の仕事や年金などの収入が、国で定める世帯ごとの最低限の生活費や住宅費より多いけれども、医療費（介護費）が高額なため結果的に医療費（介護費）のみ生活保護から支給されるということはありません。しかし医療費（介護費）限定の生活保護申請はできません。

Q 4 現在高知市に住んでいませんが、住民票は高知市のままです。生活保護の申請はどこにしたら良いでしょうか？

A. 現在住んでいる住所地を担当している福祉事務所又は町村役場になります。生活保護は住民票ではなく、実際に寝泊りしている所で判断します。

Q 5 家族の中で入院している者がいます。退院できるかどうか分かりません。その者だけの生活保護申請は出来ませんか？

A. 現在の病状では退院が難しくても、退院して帰って来られる家があれば、その世帯全体で生活保護の判断をします。

Q 6 家族の中の、収入の有る者が生活費を入れてくれませんか。その者以外で生活保護は受けられますか？

A. 生活保護は生計を一つにしている世帯全体で判断しますので、収入の有る方がおられましたら世帯の収入の計算にはその方の分まで含めます。また、夫婦の場合は生活保持義務関係ということとなり、例え生計が別でも同一世帯と判断する場合があります。

Q 7 一つの家で2人で住んでいますが、住民票は分けています。自分だけの生活保護の申請はできますか？

A. 生活保護は世帯単位が原則で、世帯の判断は生活の実態で行います。たとえ住民票を分けていても、同一生計と判断される場合は同一世帯とみなしますので、世帯全体で保護の申請をすることになります。

Q 8 友達の所を転々としています。生活保護はどうなりますか？

A. 現在一緒に住んでいる友達の所で今後生活していくようなら、通常その友達と同一世帯とし、生活保護が必要かどうかを判断します。

Q 9 自動車を持っていたら生活保護は受けられませんか？

A. 身体障害の為公共交通機関による通院が非常に困難などの理由で、特に福祉事務所が自動車の必要性を判断し、所有しながらの生活保護受給を認めることがあります。

Q 10 生活保護は誰でも受けられますか？

A. 生活保護法上の要件を満たせばどなたでも受けられます。

以上、生活保護に関してよく聞かれる質問と、その一般的な答えをまとめました。実際は、様々な事情が他にもありますので、詳しくはご相談ください。